

# 法規的告示

○内閣府告示第七十一号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十三条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示を次のように定める。  
令和八年五月二十日

内閣総理大臣臨時代理  
国務大臣 木原 稔

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示

食品、添加物等の規格基準（昭和二十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前																																																												
<p>第1 食品</p> <p>A 食品一般の成分規格</p> <p>[1～5 略]</p> <p>6 5の規定にかかわらず、(1)の表の第1欄に掲げる農産等の成分である物質は、同表の第2欄に掲げる食品の区分に応じ、それぞれ同表の第3欄に定める量を超えて当該食品に含有されるものであってはならない。この場合において、(2)の表の食品の欄に掲げる食品については、同表の検体の欄に掲げる部位を検体として試験しなければならない。また、(1)の表の第1欄に掲げる農産等の成分である物質について同表の第3欄に「不検出」と定めている同表の第2欄に掲げる食品については、(3)から(5)までに規定する試験法によって試験した場合に、その農産等の成分である物質が検出されるものであってはならない。</p> <p>(1) 食品に残留する農産等の成分である物質の量の限度</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">第1欄</th> <th style="width: 33%;">第2欄</th> <th style="width: 33%;">第3欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>イソキサフルトール</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td><u>イソシクロセラム</u></td> <td>とうもろこし</td> <td>0.01ppm</td> </tr> <tr> <td></td> <td>大豆</td> <td>0.2ppm</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ばれいしょ</td> <td>0.01ppm</td> </tr> <tr> <td></td> <td>だいこん類の根</td> <td>0.03ppm</td> </tr> <tr> <td></td> <td>だいこん類の葉</td> <td>6 ppm</td> </tr> <tr> <td></td> <td>はくさい</td> <td>0.3ppm</td> </tr> <tr> <td></td> <td>キャベツ</td> <td>4 ppm</td> </tr> <tr> <td></td> <td>芽キャベツ</td> <td>2 ppm</td> </tr> <tr> <td></td> <td>カリフラワー</td> <td>0.5ppm</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ブロッコリー</td> <td>0.7ppm</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他のあぶらな科野菜</td> <td>0.3ppm</td> </tr> <tr> <td></td> <td>レタス</td> <td>0.5ppm</td> </tr> <tr> <td></td> <td>たまねぎ</td> <td>0.01ppm</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ねぎ</td> <td>0.2ppm</td> </tr> </tbody> </table>	第1欄	第2欄	第3欄	[略]			イソキサフルトール	[略]	[略]	<u>イソシクロセラム</u>	とうもろこし	0.01ppm		大豆	0.2ppm		ばれいしょ	0.01ppm		だいこん類の根	0.03ppm		だいこん類の葉	6 ppm		はくさい	0.3ppm		キャベツ	4 ppm		芽キャベツ	2 ppm		カリフラワー	0.5ppm		ブロッコリー	0.7ppm		その他のあぶらな科野菜	0.3ppm		レタス	0.5ppm		たまねぎ	0.01ppm		ねぎ	0.2ppm	<p>第1 食品</p> <p>A 食品一般の成分規格</p> <p>[1～5 略]</p> <p>6 5の規定にかかわらず、(1)の表の第1欄に掲げる農産等の成分である物質は、同表の第2欄に掲げる食品の区分に応じ、それぞれ同表の第3欄に定める量を超えて当該食品に含有されるものであってはならない。この場合において、(2)の表の食品の欄に掲げる食品については、同表の検体の欄に掲げる部位を検体として試験しなければならない。また、(1)の表の第1欄に掲げる農産等の成分である物質について同表の第3欄に「不検出」と定めている同表の第2欄に掲げる食品については、(3)から(5)までに規定する試験法によって試験した場合に、その農産等の成分である物質が検出されるものであってはならない。</p> <p>(1) 食品に残留する農産等の成分である物質の量の限度</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">第1欄</th> <th style="width: 33%;">第2欄</th> <th style="width: 33%;">第3欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>イソキサフルトール</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>[項を加える。]</p>	第1欄	第2欄	第3欄	[略]			イソキサフルトール	[略]	[略]
第1欄	第2欄	第3欄																																																											
[略]																																																													
イソキサフルトール	[略]	[略]																																																											
<u>イソシクロセラム</u>	とうもろこし	0.01ppm																																																											
	大豆	0.2ppm																																																											
	ばれいしょ	0.01ppm																																																											
	だいこん類の根	0.03ppm																																																											
	だいこん類の葉	6 ppm																																																											
	はくさい	0.3ppm																																																											
	キャベツ	4 ppm																																																											
	芽キャベツ	2 ppm																																																											
	カリフラワー	0.5ppm																																																											
	ブロッコリー	0.7ppm																																																											
	その他のあぶらな科野菜	0.3ppm																																																											
	レタス	0.5ppm																																																											
	たまねぎ	0.01ppm																																																											
	ねぎ	0.2ppm																																																											
第1欄	第2欄	第3欄																																																											
[略]																																																													
イソキサフルトール	[略]	[略]																																																											

にんにく	0.01ppm
にら	0.2ppm
わけぎ	0.2ppm
その他のゆり科野菜	0.2ppm
トマト	0.6ppm
ピーマン	1 ppm
なす	0.3ppm
その他のなす科野菜	0.6ppm
きゅうり	0.2ppm
かぼちゃ	0.1ppm
しろうり	0.2ppm
すいか (果皮を含む。)	0.1ppm
メロン類果実 (果皮を含む。)	0.2ppm
まくわうり (果皮を含む。)	0.2ppm
その他のうり科野菜	0.1ppm
みかん (外果皮を含む。)	0.5ppm
なつみかんの果実全体	0.5ppm
レモン	0.5ppm
オレンジ	0.5ppm
グレープフルーツ	0.5ppm
ライム	0.5ppm
その他のかんきつ類果実	0.5ppm
りんご	0.4ppm
日本なし	0.4ppm
西洋なし	0.4ppm
マルメロ	0.4ppm
びわ (果梗を除き、果皮及び種子を含む。)	0.4ppm
もも (果皮及び種子を含む。)	0.3ppm
ネクタリン	0.3ppm
あんず	0.3ppm
すもも	0.4ppm
うめ	0.3ppm
おうとう	1 ppm

かき	0.4ppm
その他の果実	0.4ppm
綿実	0.5ppm
茶	15ppm
コーヒー豆	0.04ppm
その他のスパイス	2 ppm
その他のハーブ	0.2ppm
牛の筋肉	0.01ppm
豚の筋肉	0.01ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01ppm
牛の脂肪	0.2ppm
豚の脂肪	0.2ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.2ppm
牛の肝臓	0.1ppm
豚の肝臓	0.1ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1ppm
牛の腎臓	0.03ppm
豚の腎臓	0.03ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.03ppm
牛の食用部分	0.1ppm
豚の食用部分	0.1ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.1ppm
乳	0.03ppm
はちみつ	0.05ppm
すもも（乾燥させたもの）	2 ppm

[略]

オキシロニック酸	米	<u>0.01ppm</u>
	とうもろこし	0.01ppm
	ばれいしょ	<u>0.2ppm</u>
	<u>さといも類</u>	0.02ppm
	こんにゃくいも	0.5ppm
	だいこん類の根	<u>0.07ppm</u>

[略]

オキシロニック酸	米	<u>0.3ppm</u>
	とうもろこし	0.01ppm
	ばれいしょ	<u>0.3ppm</u>
	[号を加える。]	
	こんにゃくいも	0.5ppm
	だいこん類の根	<u>0.06ppm</u>

だいこん類の葉	15ppm
はくさい	2 ppm
キャベツ	<u>1 ppm</u>
チンゲンサイ	2 ppm
カリフラワー	0.3ppm
ブロッコリー	<u>1 ppm</u>
その他のあぶらな科野菜	5 ppm
エンダイブ	1 ppm
レタス	<u>5 ppm</u>
その他のきく科野菜	0.2ppm
たまねぎ	0.1ppm
ねぎ	<u>3 ppm</u>
にんにく	0.05ppm
アスパラガス	0.7ppm
その他のゆり科野菜	0.3ppm
にんじん	0.2ppm
パセリ	3 ppm
セロリ	1 ppm
ピーマン	3 ppm
かぼちゃ	<u>1 ppm</u>
<u>メロン類果実（果皮を含む。）</u>	0.8ppm
<u>みかん（外果皮を含む。）</u>	5 ppm
<u>なつみかんの果実全体</u>	5 ppm
<u>レモン</u>	5 ppm
<u>オレンジ</u>	5 ppm
<u>グレープフルーツ</u>	5 ppm
<u>ライム</u>	5 ppm
<u>その他のかんきつ類果実</u>	5 ppm
日本なし	0.3ppm
西洋なし	0.3ppm
もも（果皮及び種子を含む。）	5 ppm
ネクタリン	1 ppm
あんず	<u>20ppm</u>

だいこん類の葉	15ppm
はくさい	2 ppm
キャベツ	<u>2 ppm</u>
チンゲンサイ	2 ppm
カリフラワー	0.3ppm
ブロッコリー	<u>0.2ppm</u>
その他のあぶらな科野菜	5 ppm
エンダイブ	1 ppm
レタス	<u>6 ppm</u>
その他のきく科野菜	0.2ppm
たまねぎ	0.1ppm
ねぎ	<u>4 ppm</u>
にんにく	0.05ppm
アスパラガス	0.7ppm
その他のゆり科野菜	0.3ppm
にんじん	0.2ppm
パセリ	3 ppm
セロリ	1 ppm
ピーマン	3 ppm
かぼちゃ	<u>2 ppm</u>
[号を加える。]	
[号を加える。]	
[号を加える。]	
[号を加える。]	
[号を加える。]	
[号を加える。]	
[号を加える。]	
日本なし	0.3ppm
西洋なし	0.3ppm
もも（果皮及び種子を含む。）	5 ppm
ネクタリン	1 ppm
あんず	<u>30ppm</u>

	すもも	0.7ppm
	うめ	<u>20ppm</u>
	茶	20ppm
	<u>その他のスパイス</u>	30ppm
	[号を削る。]	
	牛の筋肉	0.1ppm
	豚の筋肉	0.02ppm
	牛の脂肪	<u>0.07ppm</u>
	豚の脂肪	0.02ppm
	牛の肝臓	<u>0.2ppm</u>
	豚の肝臓	0.02ppm
	牛の腎臓	<u>0.6ppm</u>
	豚の腎臓	0.02ppm
	牛の食用部分	<u>0.09ppm</u>
	豚の食用部分	0.02ppm
	鶏の筋肉	0.03ppm
	鶏の脂肪	0.1ppm
	鶏の肝臓	0.04ppm
	鶏の腎臓	0.04ppm
	鶏の食用部分	0.1ppm
	魚介類（さけ目魚類に限る。）	0.1ppm
	魚介類（うなぎ目魚類に限る。）	0.1ppm
	魚介類（すずき目魚類に限る。）	0.06ppm
	魚介類（その他の魚類に限る。）	0.05ppm
	[号を削る。]	
	<u>はちみつ</u>	0.05ppm
[略]		
キザロホップエチル及 びキザロホップPテフ リル	小麦	0.05ppm
	大麦	0.05ppm
	そば	3 ppm
	大豆	0.5ppm
	小豆類	<u>0.2ppm</u>
	えんどう	0.2ppm

	すもも	0.7ppm
	うめ	<u>30ppm</u>
	茶	20ppm
	[号を加える。]	
	<u>その他のハーブ</u>	2 ppm
	牛の筋肉	0.1ppm
	豚の筋肉	0.02ppm
	牛の脂肪	<u>0.05ppm</u>
	豚の脂肪	0.02ppm
	牛の肝臓	<u>0.1ppm</u>
	豚の肝臓	0.02ppm
	牛の腎臓	<u>0.1ppm</u>
	豚の腎臓	0.02ppm
	牛の食用部分	<u>0.1ppm</u>
	豚の食用部分	0.02ppm
	鶏の筋肉	0.03ppm
	鶏の脂肪	0.1ppm
	鶏の肝臓	0.04ppm
	鶏の腎臓	0.04ppm
	鶏の食用部分	0.1ppm
	魚介類（さけ目魚類に限る。）	0.1ppm
	魚介類（うなぎ目魚類に限る。）	0.1ppm
	魚介類（すずき目魚類に限る。）	0.06ppm
	魚介類（その他の魚類に限る。）	0.05ppm
	<u>魚介類（甲殻類に限る。）</u>	0.03ppm
	[号を加える。]	
[略]		
キザロホップエチル及 びキザロホップPテフ リル	小麦	0.05ppm
	大麦	0.05ppm
	そば	3 ppm
	大豆	0.5ppm
	小豆類	<u>0.1ppm</u>
	えんどう	0.2ppm

そら豆	0.2ppm
らっかせい	0.02ppm
その他の豆類	0.2ppm
ばれいしょ	0.1ppm
かんしょ	<u>0.03ppm</u>
やまいも	0.05ppm
てんさい	0.1ppm
だいこん類の根	0.2ppm
だいこん類の葉	10ppm
はくさい	0.02ppm
キャベツ	0.3ppm
[号を削る。]	
ブロッコリー	0.7ppm
ごぼう	0.02ppm
たまねぎ	0.02ppm
アスパラガス	0.02ppm
にんじん	0.05ppm
セロリ	0.1ppm
[号を削る。]	
[号を削る。]	
[号を削る。]	
すいか	0.02ppm
[号を削る。]	
未成熟えんどう	0.05ppm
未成熟いんげん	0.2ppm
えだまめ	0.3ppm
[号を削る。]	
みかん (外果皮を含む。)	0.01ppm
なつみかんの果実全体	0.01ppm
レモン	0.01ppm
オレンジ	0.01ppm
グレープフルーツ	0.01ppm
ライム	0.01ppm

そら豆	0.2ppm
らっかせい	0.02ppm
その他の豆類	0.2ppm
ばれいしょ	0.1ppm
かんしょ	<u>0.05ppm</u>
やまいも	0.05ppm
てんさい	0.1ppm
だいこん類の根	0.2ppm
だいこん類の葉	10ppm
はくさい	0.02ppm
キャベツ	0.3ppm
<u>カリフラワー</u>	0.05ppm
ブロッコリー	0.7ppm
ごぼう	0.02ppm
たまねぎ	0.02ppm
アスパラガス	0.02ppm
にんじん	0.05ppm
セロリ	0.1ppm
<u>トマト</u>	0.02ppm
<u>きゅうり</u>	0.02ppm
<u>かぼちゃ</u>	0.02ppm
すいか	0.02ppm
<u>メロン類果実 (果皮を含む。)</u>	0.02ppm
未成熟えんどう	0.05ppm
未成熟いんげん	0.2ppm
えだまめ	0.3ppm
<u>その他の野菜</u>	0.02ppm
みかん (外果皮を含む。)	0.01ppm
なつみかんの果実全体	0.01ppm
レモン	0.01ppm
オレンジ	0.01ppm
グレープフルーツ	0.01ppm
ライム	0.01ppm

その他のかんきつ類果実	0.01ppm
りんご	0.01ppm
もも（果皮及び種子を含む。）	0.01ppm
いちご	0.02ppm
ぶどう	0.01ppm
かき	0.01ppm
パイナップル	0.05ppm
ひまわりの種子	3 ppm
べにばなの種子	3 ppm
綿実	0.05ppm
なたね	<u>3 ppm</u>
その他のオイルシード	0.05ppm
<u>茶</u>	0.05ppm
その他のスパイス	0.01ppm
その他のハーブ	2 ppm
牛の筋肉	0.02ppm
豚の筋肉	0.02ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.02ppm
牛の脂肪	0.05ppm
豚の脂肪	0.05ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05ppm
牛の肝臓	0.05ppm
豚の肝臓	0.05ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.05ppm
牛の腎臓	0.05ppm
豚の腎臓	0.05ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.05ppm
牛の食用部分	0.05ppm
豚の食用部分	0.05ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.05ppm
乳	0.01ppm
鶏の筋肉	0.02ppm
その他の家きんの筋肉	0.02ppm

その他のかんきつ類果実	0.01ppm
りんご	0.01ppm
もも（果皮及び種子を含む。）	0.01ppm
いちご	0.02ppm
ぶどう	0.01ppm
かき	0.01ppm
パイナップル	0.05ppm
ひまわりの種子	3 ppm
べにばなの種子	3 ppm
綿実	0.05ppm
なたね	<u>1 ppm</u>
その他のオイルシード	0.05ppm
[号を加える。]	
その他のスパイス	0.01ppm
その他のハーブ	2 ppm
牛の筋肉	0.02ppm
豚の筋肉	0.02ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.02ppm
牛の脂肪	0.05ppm
豚の脂肪	0.05ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05ppm
牛の肝臓	0.05ppm
豚の肝臓	0.05ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.05ppm
牛の腎臓	0.05ppm
豚の腎臓	0.05ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.05ppm
牛の食用部分	0.05ppm
豚の食用部分	0.05ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.05ppm
乳	0.01ppm
鶏の筋肉	0.02ppm
その他の家きんの筋肉	0.02ppm

	鶏の脂肪	0.05ppm
	その他の家きんの脂肪	0.05ppm
	鶏の肝臓	0.05ppm
	その他の家きんの肝臓	0.05ppm
	鶏の腎臓	0.05ppm
	その他の家きんの腎臓	0.05ppm
	鶏の食用部分	0.05ppm
	その他の家きんの食用部分	0.05ppm
	鶏の卵	0.02ppm
	その他の家きんの卵	0.02ppm
	魚介類	0.1ppm
	はちみつ	0.05ppm
[略]		
ピフルブミド	小豆類	<u>0.2ppm</u>
	<u>その他のあぶらな科野菜（たかなを除く。）</u>	15ppm
	<u>その他のきく科野菜</u>	15ppm
	アスパラガス	1 ppm
	<u>その他のゆり科野菜</u>	15ppm
	ピーマン	1 ppm
	なす	<u>0.5ppm</u>
	<u>その他のなす科野菜</u>	15ppm
	きゅうり	0.5ppm
	すいか（果皮を含む。）	<u>0.2ppm</u>
	メロン類果実（果皮を含む。）	0.5ppm
	未成熟いんげん	<u>1 ppm</u>
	<u>その他の野菜（ずいき及びれんこんを除く。）</u>	15ppm
	みかん（外果皮を含む。）	<u>1 ppm</u>
	なつみかんの果実全体	<u>1 ppm</u>
	レモン	<u>0.7ppm</u>
	オレンジ	<u>1 ppm</u>
	グレープフルーツ	<u>1 ppm</u>
	ライム	<u>0.7ppm</u>

	鶏の脂肪	0.05ppm
	その他の家きんの脂肪	0.05ppm
	鶏の肝臓	0.05ppm
	その他の家きんの肝臓	0.05ppm
	鶏の腎臓	0.05ppm
	その他の家きんの腎臓	0.05ppm
	鶏の食用部分	0.05ppm
	その他の家きんの食用部分	0.05ppm
	鶏の卵	0.02ppm
	その他の家きんの卵	0.02ppm
	魚介類	0.1ppm
	はちみつ	0.05ppm
[略]		
ピフルブミド	小豆類	<u>0.3ppm</u>
	[号を加える.]	
	[号を加える.]	
	アスパラガス	1 ppm
	[号を加える.]	
	ピーマン	1 ppm
	なす	<u>0.7ppm</u>
	[号を加える.]	
	きゅうり	0.5ppm
	すいか（果皮を含む。）	<u>0.3ppm</u>
	メロン類果実（果皮を含む。）	0.5ppm
	未成熟いんげん	<u>2 ppm</u>
	[号を加える.]	
	みかん（外果皮を含む。）	<u>2 ppm</u>
	なつみかんの果実全体	<u>2 ppm</u>
	レモン	<u>2 ppm</u>
	オレンジ	<u>2 ppm</u>
	グレープフルーツ	<u>2 ppm</u>
	ライム	<u>2 ppm</u>

	その他のかんきつ類果実	<u>1 ppm</u>
	りんご	1 ppm
	日本なし	<u>0.5ppm</u>
	西洋なし	<u>0.5ppm</u>
	もも（果皮及び種子を含む。）	<u>2 ppm</u>
	ネクタリン	0.7ppm
	あんず	3 ppm
	すもも	0.3ppm
	うめ	3 ppm
	おうとう	<u>2 ppm</u>
	いちご	1 ppm
	ぶどう	2 ppm
	かき	0.5ppm
	<u>パッションフルーツ</u>	1 ppm
	その他の果実	1 ppm
	茶	<u>80ppm</u>
	その他のスパイス	<u>6 ppm</u>
	その他のハーブ	25ppm
	<u>はちみつ</u>	0.05ppm
[略]		
フェンメディファム	てんさい	<u>0.01ppm</u>
	ほうれんそう	<u>0.3ppm</u>
[略]		
<u>ベンジルアデニン</u>	アスバラガス	<u>0.1ppm</u>
	かぼちゃ	<u>0.03ppm</u>
	すいか	0.02ppm
	<u>みかん（外果皮を含む。）</u>	0.1ppm
	りんご	<u>0.03ppm</u>
	ぶどう	<u>0.01ppm</u>
	その他のスパイス	0.2ppm
	<u>はちみつ</u>	0.05ppm
[略]		

	その他のかんきつ類果実	<u>2 ppm</u>
	りんご	1 ppm
	日本なし	<u>0.7ppm</u>
	西洋なし	<u>0.7ppm</u>
	もも（果皮及び種子を含む。）	<u>3 ppm</u>
	ネクタリン	0.7ppm
	あんず	3 ppm
	すもも	0.3ppm
	うめ	3 ppm
	おうとう	<u>3 ppm</u>
	いちご	1 ppm
	ぶどう	2 ppm
	かき	0.5ppm
	[号を加える.]	
	その他の果実	1 ppm
	茶	<u>50ppm</u>
	その他のスパイス	<u>5 ppm</u>
	その他のハーブ	25ppm
	[号を加える.]	
[略]		
フェンメディファム	てんさい	<u>0.1ppm</u>
	ほうれんそう	<u>0.5ppm</u>
[略]		
<u>ベンジルアデニン（ベンジルアミノプリンをいう。）</u>	アスバラガス	<u>0.3ppm</u>
	かぼちゃ	<u>0.05ppm</u>
	すいか	0.02ppm
	<u>みかん</u>	0.1ppm
	りんご	<u>0.05ppm</u>
	ぶどう	<u>0.02ppm</u>
	その他のスパイス	0.2ppm
	[号を加える.]	
[略]		

備考 表中の「」の記載は注記である。

〔2～15 略〕  
〔7～12 略〕  
〔B～D 略〕

〔2～15 略〕  
〔7～12 略〕  
〔B～D 略〕

附則

この告示は、告示の日から施行する。ただし、米、ばれいしょ、キャベツ、レタス、ねぎ、かぼちゃ、あんず、うめ、その他のハーブ、牛の食用部分及び魚介類(甲殻類に限る。)に残留するオキソリニク酸の量の限度、かんしょ、カリフラワー、トマト、きゅうり、かぼちゃ、メロン類果実(果皮を含む。)、及びその他の野菜に残留するキザロホップエチル及びキザロホップPテフリルの量の限度、小豆類、なす、すいか(果皮を含む。)、未成熟いんげん、みかん(外果皮を含む。)、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、日本なし、西洋なし、もも(果皮及び種子を含む。)、及びおうとうに残留するピフルプロミドの量の限度、てんさい及びほうれんそうに残留するフェンメディファムの量の限度並びにアスパラガス、かぼちゃ、みかん、みかん(外果皮を含む。)、りんご及びぶどうに残留するベンジルアデニンの量の限度に係る改正規定は、告示の日から起算して一年を経過した日から施行する。

その他告示

○国土交通省告示第六百二十八号  
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法(昭和三十三年法律第七十九号)第七条第一項の規定に基づき、告示する。  
その関係図面は、令和八年五月二十日から三十日間国土交通省中国地方整備局において一般の縦覧に供する。

国土交通大臣 金子 恭之

令和八年五月二十日  
路線名 中国縦貫自動車道  
道路の区域

区	間	変更前 後別	敷地の幅員 延 長
美称市伊佐町伊佐字城山一五二六番一七七から同市伊佐町堀越字洗川一〇九七八番二二三まで	前	最大 一五六 最小 二八	(メートル) 七九〇
	後	最大 一五六 最小 二八	(メートル)

○国土交通省告示第六百二十九号

船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を次に掲げる物件の製造工事に係る事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づき、事業場の認定に関する規則(昭和四十八年運輸省令第四十九号)第十二条の規定に基づき告示する。

令和八年五月二十日

国土交通大臣 金子 恭之

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
ナカシマプロペラ株式会社	岡山県岡山市東区上道北方688番地の1	プロペラ(固定ピッチ) プロペラにあつては直徑 5,000ミリメートル以下 のものに限る。	令和8年5月13日から 令和13年5月12日まで

○国土交通省告示第六百三十号

船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を次に掲げる物件の改造修理工事に係る事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づき、事業場の認定に関する規則(昭和四十八年運輸省令第四十九号)第十二条の規定に基づき告示する。

令和八年五月二十日

国土交通大臣 金子 恭之

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	限定事項	有効期間
ナカシマプロペラ株式会社	岡山県岡山市東区上道北方688番地の1	プロペラ(固定ピッチ) プロペラにあつては直徑5,000ミリメートル以下のもの、可変ピッチプロペラにあつてはプロペラの羽根に限る。	修理工事に限る。	令和8年5月13日から令和13年5月12日まで

官庁報告

基本測量関係事項公告  
基本測量の測量成果を得たので、測量法(昭和24年法律第188号)第27条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年5月20日

国土交通大臣 金子 恭之

種	類	縮尺	実施時期	提供範囲	摘 要
火山土地条件図	画像データ	2万分1	令和8年	恵山	令和7～8年調査・編集、多色、A2判
〃	〃	〃	〃	鶴見岳・伽藍岳	令和7～8年調査・編集、多色、A2判
備考	地図の刊行日	令和8年5月21日	実施時期	提供範囲	摘 要
火山土地条件図	数値データ(火山地形分類)	20000	令和8年	恵山	〃
〃	〃	〃	〃	鶴見岳・伽藍岳	〃
〃	〃	〃	〃	恵山	〃
地理院タナール(火山土地条件図)	画像データ	10～16	〃	鶴見岳・伽藍岳	〃
備考	地図の提供開始日	令和8年5月21日	〃	〃	〃
備考	上記は、測量法第27条第2項に基づき、インターネットによる提供を行う。	〃	〃	〃	〃